

平成23年（ワ）第●●号 殺人未遂被告事件

冒頭陳述書

平成23年7月28日

山口地方裁判所 御中

被告人 宮本武蔵

弁護士 細川忠利

本件に関する弁護人の主張は以下のとおりです。

被告人は、被害者の佐々木小次郎さんを木刀で殴り、大怪我をさせたのですが、被告人には、小次郎さんを殺すつもりは一切ありませんでした。

被告人は、平成23年4月13日午後6時から午後7時くらいまでの間、巖流島において、日課である剣道の素振りをしていました。そして、練習を終え、一休みしていると、被害者である小次郎さんが、女性を連れて通りかかったのです。

小次郎さんと一緒にいた女性は、坂野智美さんという方でした。被告人と坂野さんは高校の同級生で、高校生の頃から付き合っていたのですが、高校卒業後、被告人は漁師の道、坂野さんは芸能の道へとお互い全く違う道を歩み始めたことから、だんだんと会う機会も少なくなっていました。そこで、事件から1ヶ月ほど前の平成23年3月、2人は、話し合いの末、別れることにしたのです。

被害者の小次郎さんも、被告人の高校時代の同級生でした。小次郎さんが東京の大学に進学したため、卒業後に被告人と小次郎さんが連絡を取り合うことはあ

りませんでした。被告人と小次郎さんは、同じ剣道部に所属していた仲間でした。被告人と坂野さんはお互いに納得した上で別れたので、被告人には坂野さんに対する未練はなかったのですが、自分と坂野さんが高校時代に付き合っていたことを知っているはずの小次郎さんが坂野さんと一緒にいるのを見て、被告人はショックを受け、小次郎さんに対して腹を立ててしまいました。そして、被告人は、手に持っていた木刀で、小次郎さんのことを2回殴ってしまったのです。

そのような理由から、被告人は小次郎さんを殴ってしまいましたが、被告人と小次郎さんは、高校時代、ともに汗を流した仲間だったわけですから、被告人が小次郎さんを殺そうなどと思って殴るはずがありません。被告人は、小次郎さんに、ちょっと怪我をさせてやろうと思ってしまっただけでした。

また、被告人が本件で用いたのは、人を殺す能力の高い刃物ではなく、木刀です。確かに、被告人は、剣道3段の腕前ですが、だからこそ、力を加減することも、狙った場所めがけて木刀を振り下ろすこともできました。本件では、被告人は、「袈裟切り」という、肩から斜めに刀を振り下ろす刀技を用いて小次郎さんの肩めがけて殴りかかったのであり、小次郎さんの頭めがけて殴りかかったわけではありません。もちろん、肩であれば殴っても良いというわけではありませんが、もし被告人が小次郎さんを殺すつもりだったのであれば、小次郎さんの頭めがけて思い切り木刀を振り下ろしていたはずですよ。

さらに、被告人は、小次郎さんに対して2回木刀を振り下ろしたあと、小次郎さんを追いかけてきましたが、それは小次郎さんを再び殴るためではありません。被告人は、殴ってしまった後で後悔し、小次郎さんに謝ろうと思って追いかけてただけなのです。そして、「関夕三郎」の甲板で小次郎さんに追いついた被告人は、心からの謝罪の気持ちを示すため、小次郎さんに抱きつこうとしました。けれど、小次郎さんがよけたため、勢い余った被告人は、海に落ちてしまったのです。

以上のとおり、被告人には、小次郎さんを殺そうなどというつもりは一切ありま

せんでした。また、被告人は、現在、一時の感情に任せて小次郎さんを木刀で殴り、大怪我を負わせてしまったことを心から申し訳なかったと思っています。

以上